

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	公害医療機関への支払一時差止
概要	公害医療機関が、報告や診療録等書類の提出や提示の求めに対し、正当な理由がなくこれに従わずまたは虚偽の報告をしたり、質問に対して正当な理由なく答弁せずまたは虚偽の答弁をしたりしたときは、公害診療報酬の支払いが一時差止められます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第139条第4項
処分基準	<p>第139条 都道府県知事は、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公害医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 公害医療機関が、第1項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html</a>
備考	